

所得税の予定納税における 定額減税の取扱いについて

定額減税について

令和6年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除（以下「定額減税」といいます。）が実施されることとなりました。

定額減税により、**本人分の定額減税の額（3万円）**に加えて、同一生計配偶者や扶養親族（詳しくは、『予定納税について』をご覧ください。）1人につき3万円が所得税額から差し引かれることとなります。

[定額減税特設サイト](#)



予定納税における定額減税の取扱い

定額減税に係る減額申請について

同封の『令和6年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書』で通知された令和6年分の予定納税額は、第1期分から**本人分の定額減税の額（3万円）**が既に差し引かれています。

※ 特別農業所得者の方の予定納税額については、第2期分から差し引かれています。

予定納税額から同一生計配偶者や扶養親族1人につき3万円の定額減税の額を差し引く場合は、予定納税額の減額申請が必要です（令和6年分の合計所得金額の見積額が1,805万円以下の居住者の方に限ります。）。

定額減税のみ追加する場合

予定納税額の減額申請書を**簡易的な記載方法**により、申請することができます。詳しくは、裏面をご覧ください。

定額減税以外の理由

定額減税以外の理由がある場合の記載方法については、このリーフレットによらず、減額申請書（裏面）の書き方や国税庁ホームページをご覧ください。

※ 7月の減額申請を行った後、現況の変化がなければ、11月の減額申請を行う必要はありません。

減額申請書の提出期間等

基準日

提出期間

※ 同封の返信用封筒をご利用ください。

7月減額申請

令和6年6月30日

令和6年7月1日（月）～ 同年7月31日（水）

11月減額申請

令和6年10月31日

令和6年11月1日（金）～ 同年11月15日（金）

確定申告における取扱い

予定納税額の減額申請に対する**承認の有無**にかかわらず、令和6年分の**確定申告**において、本人分に**同一生計配偶者分や扶養親族分**を加えた**定額減税の額を加味**して所得税及び復興特別所得税の額を計算します。

その上で、この所得税及び復興特別所得税の額から予定納税額などを差し引いて、納付すべき税額が確定します。

定額減税の追加のみを理由とする減額申請書の簡易的な記載方法

減額申請書の記載例

本人 国税太郎 合計所得金額の見積額⑪の金額は、1,805万円以下

妻 国税花子 昭和60年3月3日生まれ
給与収入の見積額 100万円

子 国税次郎 平成25年5月5日生まれ
所得なし



令和6年分所得税及び復興特別所得税の
予定納税額の7月(11月)減額申請書

〇〇 税務署長	現在の住所又は事業所等 〒0000-0000 東京都千代田区△△-〇〇	職業 〇〇業
令和6年〇月〇日提出	フリガナ氏名 国税 太郎	電話番号 XXX-XXXX-XXXX

令和6年分の予定納税額について次のとおり減額の申請をします。

	通知を受けた金額	申請金額
予定納税基準額又は申告納税見積額	181,800 円	181,800 円
予 定 第 1 期 分	30,600 円	0 円
納 税 額 第 2 期 分	60,600 円	31,200 円

○「通知を受けた金額」欄には、「令和6年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に記載されている金額をそのまま書いてください。
ただし、11月減額申請の場合で、既に7月減額申請により減額の承認があった方は、その「減額申請の承認通知書」から転記してください。
○「申請金額」欄には、下の「申告納税見積額等の計算書」で計算した「申告納税見積額(⑨の金額)」、「予定納税額(④、⑤の金額)」をそれぞれ

- 減額申請の理由(該当する項目を○で囲んでください)
○「通知を受けた金額」欄には、「令和6年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に記載されている金額をそのまま書いてください。
ただし、11月減額申請の場合で、既に7月減額申請により減額の承認があった方は、その「減額申請の承認通知書」から転記してください。
○「申請金額」欄には、下の「申告納税見積額等の計算書」で計算した「申告納税見積額(⑨の金額)」、「予定納税額(④、⑤の金額)」をそれぞれ
- 減額申請の具体的な理由(例えば、「〇年〇月〇日に事業を法人組織とし、個人事業を廃止したため」というように書いてください)

国税花子(妻 昭和60年3月3日生まれ)
国税次郎(子 平成25年5月5日生まれ)

3 添付書類の名称(申告納税見積額の計算の基礎となった資料として添付する書類の名称を書いてください)

①) ③) ④) ⑤)

申告納税見積額等の計算書(書き方は裏面を参照してください。)

令和6年分の所得金額の見積額	申請金額	申請金額
営業等・農業①	円	円
不動産②	円	円
利子③	円	円
配当④	円	円
雑⑤	円	円
総合課税・一時⑥	円	円
合計(総合課税)⑦	円	円
合計所得金額⑧	円	円
社会保険料控除⑨	円	円
小規模企業共済等掛金⑩	円	円
生命保険料控除⑪	円	円
地震保険料控除⑫	円	円
寡婦・ひとり親・障害者⑬	円	円
配偶者(特別)控除⑭	円	円
扶養控除⑮	円	円
基礎控除⑯	円	円
雑損控除⑰	円	円
医療費(特例)控除⑱	円	円
寄附金控除⑲	円	円
合 計⑳	円	円

課税される所得金額	⑧に対する金額	申請金額
課税される所得金額	円	円
税 上 ⑧に対する税額	円	円
税 上 ⑧に対する税額	円	円
税 上 ⑧に対する税額	円	円
合 計	円	円
配当・雑・一時・総合課税等の控除	円	円
住宅借入金等特別控除	円	円
政党等寄附金等特別控除	円	円
住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅等新築等特別税額控除	円	円
差引所得税額(⑧-⑨-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱)	円	円
所得税に係る源泉徴収税額(源泉徴収税額×100/102)	円	円
再差引所得税額(⑧-⑨-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲)	円	円
申告納税見積額(⑧+⑲)	円	円
予定納税 本人分④⑩	円	円
同一生計配偶者等分④⑪	円	円
合 計④⑫	円	円
予 定 第 1 期 分④⑬	円	円
納 税 額 第 2 期 分④⑭	円	円

ポイント

◆提出先の税務署・提出年月日・住所・氏名・職業・電話番号を記入します。

◆「通知を受けた金額」は、税務署から通知された『令和6年分の所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書』から転記します。

の予定納税額の通知書(一般用)

予定納税額	第1期分	30,600 円
	第2期分	60,600 円
	合 計	91,200 円

確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

予定納税基準額	181,800 円
振替納税利用 金融機関名	〇△銀行△△支店

◆「申請金額」は、③⑨・④⑩・④⑪の金額を転記します。

◆「減額申請の理由」は、「予定納税特別控除額」を○で囲みます。

◆「減額申請の具体的な理由」には、同一生計配偶者等の氏名・続柄・生年月日を記入します。

◆「本人分④⑩」は、「30,000」と記入します。

◆「同一生計配偶者等分④⑪」は、同一生計配偶者又は扶養親族1人につき3万円の金額を記入します。

◆「合計④⑫」は、④⑩と④⑪の合計額を記入します。

◆③⑨・④⑩・④⑪は以下のとおり計算して、それぞれ記入します。

「同一生計配偶者等分④⑪」の計算

「国税花子」……30,000円

「国税次郎」……30,000円

「同一生計配偶者等分④⑪」60,000円

予定納税特別控除額	本人分④⑩	30,000
	同一生計配偶者等分④⑪	60,000
	合 計④⑫	90,000

令和6年分の予定納税額について次のとおり減額の申請をします。

	通知を受けた金額	申請金額
予定納税基準額又は申告納税見積額	A 円	D 円
予 定 第 1 期 分	B 円	E 円
納 税 額 第 2 期 分	C 円	F 円

(1) A = D = 「申告納税見積額③⑨」

(2) B = 「同一生計配偶者等分④⑪」 = 「第1期分④⑬」 = E

※ 第2期分(11月)の申請 C = 「同一生計配偶者等分④⑪」 = 「第2期分④⑭」 = F

(3) C - (2)で引ききれない額 = 「第2期分④⑭」 = F

(2)(3)の計算結果が0以下の場合、「0」となります。